九州財務局　熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎
福岡財務支局　福岡市博多区博多駅東３丁目14番18号　福岡建設会館
沖縄総合事務局　那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館

## 公聴会

### 一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

次のように告示する。

平成二十四年七月十七日

九州経済産業局長　広実　郁郎

一　件名　南海ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年八月九日　午後二時から

三　場所　奄美文化センター（鹿児島県奄美市名瀬長浜町五二七番地）

四　事案の要旨

１　総原価を見直した結果、現行ガス供給約款の平均五・四一％引き上げるほか、その他供給条件の変更に伴う一般ガス供給約款の変更を行う。

２　詳細は、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）並びに南海ガス株式会社（鹿児島県奄美市名瀬幸町一―六）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話番号があるときは、これを付記すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した意見陳述届出書（二通に限る。）を作成し、封筒の表に「南海ガス関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年七月二十六日までに、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一一―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、九州経済産業局長が意見を述べる多数の場合は、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一一―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）に到達するよう申込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「南海ガス関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年七月二十六日までに九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一一―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）に到達するよう申込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

**様式**

意見陳述届出書

九州経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）
（郵便番号）
住　所
（電話番号）
職　業

南海ガス株式会社申請に係る一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

### 国指定藤前干潟鳥獣保護区藤前干潟特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第４項において準用する同法第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ愛知県名古屋市中区三の丸２－５－２中部地方環境事務所（電話番号052―955―2139）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成24年７月17日　環境大臣　細野　豪志

記

１　日時　平成24年８月７日（火）13時30分から15時00分まで

２　場所　愛知県名古屋市中区三の丸２－５－２中部地方環境事務所第一会議室

３　案件　国指定藤前干潟鳥獣保護区藤前干潟特別保護地区の指定について

### 国指定片野鴨池鳥獣保護区及び同片野鴨池特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ愛知県名古屋市中区三の丸２－５－２中部地方環境事務所（電話番号052―955―2139）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成24年７月17日　環境大臣　細野　豪志

記

１　日時　平成24年８月10日（金）13時30分から15時00分まで

２　場所　石川県加賀市片野町子２－１　加賀市鴨池観察館レクチャールーム

３　案件　国指定片野鴨池鳥獣保護区及び同片野鴨池特別保護地区の指定について

### 国指定大台山系鳥獣保護区大台山系特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（三重県区域）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第４項において準用する同法第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ大阪府大阪市中央区大手前１－７－31大阪マーチャンダイズマート（ＯＭＭ）ビル８階近畿地方環境事務所（電話番号06―4792―0706）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成24年７月17日　環境大臣　細野　豪志

記

１　日時　平成24年８月８日（水）13時30分から15時00分まで

２　場所　三重県多気郡大台町江馬316番地　大台町林業総合センター研修室

３　案件　国指定大台山系鳥獣保護区大台山系特別保護地区の指定について

### 国指定大台山系鳥獣保護区大台山系特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（奈良県区域）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第４項において準用する同法第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ大阪府大阪市中央区大手前１－７－31大阪マーチャンダイズマート（ＯＭＭ）ビル８階近畿地方環境事務所（電話番号06―4792―0706）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成24年７月17日　環境大臣　細野　豪志

記

１　日時　平成24年８月９日（木）13時30分から15時00分まで

２　場所　奈良県吉野郡上北山村大字河合330番地　上北山村振興センター大会議室

３　案件　国指定大台山系鳥獣保護区大台山系特別保護地区の指定について